

民事訴訟特別通知書

管理番号 (ハ) 3859-46-247

この度、ご通知致しましたのは、未だ解決されていない過去の案件に対して原告側から告訴状が提出されました事をご通知致します。

以降、裁判取り下げ申請期日を経て訴訟を開始させて頂きます。このままご連絡無き場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の措置として給料差し押さえ及び、動産物、不動産差し押さえを執行官立会いのもと強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による「執行証書の交付」を承諾して頂きますようお願いすると同時に、債権譲渡証明書を一通郵送させて頂きますので、ご了承下

訴訟内容及び、訴訟取り下げの御相談に関しましては当局にて承っておりますので管理課職員までお問い合わせ下さい。なお、ご本人様以外からの内容確認等は一切お答えできません。以上をもちまして訴訟通知とさせていただきます。

※取り下げ申請期日 平成24年10月4日

〒100-0013

東京都千代田区霞ヶ関3丁目1番地1号

財務省管轄支局 訴訟管理事務局

0120-948-362 (訴訟管理課)

受付窓口 平日9:00~17:00